

第3条の2第1項中「第4号」を「第6号」に、「第5号」を「第7号」に改め、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) ジュニアスポーツコート
- (4) 本田圭祐クライフコート

第3条の3の表金沢市民サッカー場の項の次に次のように加える。

ジュニアスポーツコート	1月4日から 12月27日まで	午前9時から午後7時まで
本田圭祐クライフコート	1月4日から 12月27日まで	午前9時から午後7時まで

第3条の3の次に次の1条を加える。

(ジュニアスポーツコート等の使用の対象者)

第3条の4 ジュニアスポーツコート及び本田圭祐クライフコートを使用することができる者は、小学生以下の者とする。

第14条中「金沢市民野球場等」の次に「(ジュニアスポーツコート及び本田圭祐クライフコートを除く。次条、第16条及び第18条において同じ。)」を加える。

別表第2第1項の表に次のように加える。

ジュニアスポーツコート	1時間	430円
-------------	-----	------

別表第2第3項中「及び金沢市民サッカー場」を「、金沢市民サッカー場及びジュニアスポーツコート」に改め、同表中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 金沢市民野球場のスコアボードを使用する場合(得点判定表示のみ使用する場合を除く。)は、次の表の額を別に徴収する。

区 分		使用の単位	額
アマチュアスポーツの場合	入場料が無料の場合	1時間	420円
	入場料が有料の場合	1時間	630円
アマチュアスポーツ以外の場合		1時間	2,100円

別表第5第2項の表中「100円」を「150円」に改める。

第2条 金沢市公園条例の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第6号」を「第7号」に、「第7号」を「第8号」に改め、第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) スポーツ交流広場

第3条の3の表金沢市民サッカー場の項の次に次のように加える。

スポーツ交流広場	1月4日から 12月27日まで	午前9時から午後9時まで
----------	--------------------	--------------

第14条中「ジュニアスポーツコート」を「スポーツ交流広場、ジュニアスポーツコート」に改める。

別表第2第1項の表金沢市民サッカー場の項の次に次のように加える。

スポーツ 交流広場	全面	高校生以下	1時間	1,080円
		一般	1時間	1,940円
	半面	高校生以下	1時間	540円
		一般	1時間	970円

別表第2第3項中「金沢市民サッカー場」の次に「、スポーツ交流広場」を加え、同表第4項の表を次のように改める。

区 分			使用の単位	額	
金沢市 民野球 場	アマチュ アスポー ツの場合	入場料が無料 の場合	全灯	1時間	12,960円
			3分の2灯	1時間	8,640円
			3分の1灯	1時間	4,320円
		入場料が有料 の場合	全灯	1時間	19,440円
			3分の2灯	1時間	12,960円
			3分の1灯	1時間	6,480円
		アマチュアスポーツ以外の場合		1時間	64,800円
スポー ツ交 流 広 場	全灯		1時間	1,000円	
	半灯		1時間	500円	

第3条 金沢市公園条例の一部を次のように改正する。

第14条中「（スポーツ交流広場、ジュニアスポーツコート及び本田圭佑クライフコートを除く。次条、第16条及び第18条において同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中金沢市公園条例別表第5第2項の表の改正規定 平成27年7月1日
- (2) 第2条の規定 規則で定める日
- (3) 第3条の規定 平成28年4月1日

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第28号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を次のように改める。

3 前2項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第52条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算定する。

第16条第2項各号列記以外の部分中「第3条第2項」の次に「（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）、自動車車庫その他の専ら自動車若しくは自転車の停留若しくは駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（次号及び第3号において「自動車車庫等部分」という。）、専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（次号及び第3号において「備蓄倉庫部分」という。）、蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（次号及び第3号において「蓄電池設置部分」という。）、自家発電設備を設ける部分（次号及び第3号において「自家発電設備設置部分」という。）又は貯水槽を設ける部分（次号及び第3号において「貯水槽設置部分」という。）となること。
- (2) 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時（法第3条第2項の規定により第5条第1項及び第2項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第5条第1項及び第2項の規定（それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。次号において同じ。）における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。
- (3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計又は貯水槽設置部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、次のアからオまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計にそれぞれアからオまでに定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が次のアから

オまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計にそれぞれアからオまでに定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計)を超えないものであること。

- ア 自動車車庫等部分 5分の1
- イ 備蓄倉庫部分 50分の1
- ウ 蓄電池設置部分 50分の1
- エ 自家発電設備設置部分 100分の1
- オ 貯水槽設置部分 100分の1

別表第2第56号の表中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表第62号の表に次のように加える。

流通業務 C地区	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 公衆浴場、ホテル、旅館、自動車教習所、カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）、劇場、映画館、演芸場、観覧場又は倉庫業を営む倉庫 (5) 法別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (6) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 風営法第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。 2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。 3 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、その面積が150平方メートル未満である敷地に係る建築物については、第1項の規定は、適用しない。
	高さの最高限度	15メートル
	垣又は柵の構造の制限	1 道路に面して当該道路境界線から0.6メートル未満の区域に垣又は柵を設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス

		<p>(2) レンガ等によるもので高さが1メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p> <p>2 道路に面して当該道路境界線から0.6メートル以上後退して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ等によるもので高さが1.8メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）</p> <p>3 道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）で、当該垣又は柵以外に当該道路境界線と当該垣又は柵との間の敷地の区域に垣又は柵を設けるときは、当該敷地の区域の垣又は柵は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣又は植栽</p> <p>(2) レンガ等によるもので高さが0.3メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣又は植栽とを組み合わせたもの</p>
--	--	--

別表第2第67号の表中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2第56号の表及び第67号の表の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

金沢市ガス供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第29号

金沢市ガス供給条例の一部を改正する条例

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第2項第1号中「101,970円」を「143,250円」に、「0.9142」を「0.9273」に、「0.0927」を「0.0775」に改め、同項第2号中「63,730円」を「89,530円」に改める。

別表第2第3項第2号中「227円17銭」を「247円75銭」に改め、同表第4項第2号中「225円17銭」を「245円75銭」に改め、同表第5項第2号中「212円67銭」を「233円25銭」に改め、同表第6項第2号中「210円84銭」を「231円42銭」に改め、同表第7項第2号中「205円84銭」を「226円42銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の最後の検針日の翌日から施行日以後の最初の検針日までの期間に供給したガスの早収料金は、改正前の金沢市ガス供給条例（以下「旧条例」という。）の適用期間の早収料金を改正後の金沢市ガス供給条例（以下「新条例」という。）の適用期間の早収料金を加えた額とし、それぞれの早収料金（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）は、次の算式により算定した金額とする。

旧条例の適用期間の早収料金＝旧条例の基本料金×D1／D＋旧条例の調整単位料金×V1

新条例の適用期間の早収料金＝新条例の基本料金×D2／D＋新条例の調整単位料金×V2

（備考）

Dは、料金算定期間の日数（金沢市ガス供給条例第20条の2第5項又は第6項の規定が適用される場合（以下「早収料金の日割計算をする場合」という。）において、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上ときは、これらの算式における基本料金の按分あんぶんに係るDを30とする。）

D1は、Dのうち、旧条例の適用期間の日数

D2は、Dのうち、新条例の適用期間の日数

Vは、料金算定期間の使用量

V1は、旧条例の適用期間の使用量とし、次の算式により算定した使用量（この使用量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

$$V1 = V \times D1 / D$$

V2は、新条例の適用期間の使用量とし、VからV1を差し引いた使用量とする。

- 3 前項の旧条例の適用期間の早収料金及び新条例の適用期間の早収料金の算定に適用する料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量（早収料金の日割計算をする場合にあっては、当該使用量を1箇月に換算した量とする。）により決定する。

金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第30号

金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第2項第1号中「140,800円」を「138,140円」に改め、同項第2号中「88,000円」を「86,340円」に改める。

別表第1第3項第1号イ中「422円36銭」を「474円11銭」に改め、同項第2号イ中「422円44銭」を「455円86銭」に改め、同項第3号イ中「401円21銭」を「459円77銭」に改め、同項第4号イ中「444円82銭」を「448円27銭」に改め、同表第4項第1号イ中「413円26銭」を「465円1銭」に改め、同項第2号イ中「413円34銭」を「446円76銭」に改め、同項第3号イ中「392円11銭」を「450円67銭」に改め、同項第4号イ中「435円72銭」を「439円17銭」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、中部経済産業局長がガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定に基づく金沢市液化石油ガス供給約款を認可した日が同年5月22日以後の日である場合は、当該認可した日後10日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の最後の検針日の翌日から施行日以後の最初の検針日までの期間に供給したガスの早収料金は、改正前の金沢市液化石油ガス供給条例（以下「旧条例」という。）の適用期間の早収料金を改正後の金沢市液化石油ガス供給条例（以下「新条例」という。）の適用期間の早収料金を加えた額とし、それぞれの早収料金（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）は、次の算式により算定した金額とする。

旧条例の適用期間の早収料金＝旧条例の基本料金×D1／D＋旧条例の調整単位料金×V1

新条例の適用期間の早収料金＝新条例の基本料金×D2／D＋新条例の調整単位料金×V2

（備考）

Dは、料金算定期間の日数（金沢市液化石油ガス供給条例第20条の2第5項又は第6項の規定が適用される場合（以下「早収料金の日割計算をする場合」という。）において、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上<sup>あん</sup>のときは、これらの算式における基本料金の按分に係るDを30とする。）

D1は、Dのうち、旧条例の適用期間の日数

D2は、Dのうち、新条例の適用期間の日数

Vは、料金算定期間の使用量

V1は、旧条例の適用期間の使用量とし、次の算式により算定した使用量（この使用量に0.1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）とする。

$V1 = V \times D1 / D$

V2は、新条例の適用期間の使用量とし、VからV1を差し引いた使用量とする。

- 3 前項の旧条例の適用期間の早収料金及び新条例の適用期間の早収料金の算定に適用する料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量（早収料金の日割計算をする場合にあっては、当該使用量を1箇月に換算した量とする。）により決定する。

金沢市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第31号

金沢市消防団条例の一部を改正する条例

金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「居住する」を「居住し、又は勤務する」に改める。

第8条第2号中「転住した」を「居住し、かつ、勤務した」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（支給方法）

第15条 前条の報酬で年額による報酬は、分割して支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の報酬で年額による報酬の支給については、次に掲げるところによる。

(1) 新規に消防団員として採用された場合には、その日の属する月から月割りによって計算した額を支給する。

(2) 消防団員が失職し、若しくは退職し、又は死亡した場合には、その日の属する月まで月割りによって計算した額を支給する。

(3) 消防団員が階級を異にする異動をしたことにより報酬額に変更があった場合には、その日の属する月から変更後の額を月割りによって計算した額を支給する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第14条関係）

#### 1 年額報酬

階 級	金 額
団長	68,000円
副団長	56,000円
分団長	42,000円
副分団長	38,000円
部長及び班長	32,000円
団員	30,000円

#### 2 出動報酬

区 分	基 準	金 額	摘 要
災害に出動したとき	1回	3,300円	災害現場において業務に従事したときに支給する。
警戒に出動したとき	1回	3,000円	市長又は消防長の指示又は指揮により警戒に出動したときに支給する。



訓練に出動したとき	1回	3,000円	市長又は消防長の指示又は指揮により訓練に出動したときに支給する。
-----------	----	--------	----------------------------------

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市福祉作業センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第32号

金沢市福祉作業センター条例を廃止する条例

金沢市福祉作業センター条例（昭和49年条例第45号）は、廃止する。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第33号

金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

（金沢市国民健康保険条例の一部改正）

第1条 金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第19条の3第1号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第31条第1項第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同項第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とし、附則第5条を附則第4条とする。

（金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号）」を「金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第33号）」

に改め、「第31条第1項第2号中」の次に「245,000円」とあるのは「260,000円」と、」を加え、「450,000円」を「470,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市国民健康保険条例の規定は、平成27年度分からの保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第34号

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

金沢市議会委員会条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第5号中「8人」を「7人」に改める。

第3条の2第2項中「13人」を「12人」に改める。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙において選挙された議員の任期の始まる日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第18条の規定は適用せず、改正前の第18条の規定は、なおその効力を有する。

平成27年(2015年)3月23日 印刷

平成27年(2015年)3月23日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄